

令和2年5月27日

保護者各位

小金井市子ども家庭部
児童青少年課長 鈴木 剛
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の学童保育の利用について
(6月の利用上の注意点について)

日頃より本市学童保育所の運営にご理解をいただきありがとうございます。

また、緊急事態宣言中における登所自粛の要請に対してご協力をいただき感謝申し上げます。緊急事態宣言が解除され、市立小学校では6月1日から一部登校が再開されることとなっております。

本市学童保育につきましては、社会経済活動の再開及び市立小学校の再開と合わせて通常保育に近づけていく予定ですが、今後第2波の感染拡大も懸念されるなど依然として予断を許さない状況下にあることから、感染防止の措置を講じつつ、必要な方への保育体制を維持してまいります。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止をご理解いただき、家庭保育が可能な場合は引き続き家庭保育にご協力くださいますようお願いいたします。今後も児童の安全を第一に保育を進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、利用にあたりましては、下記にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願い

子どもの健康と安全を考慮し、分散登校日の授業終了後あるいは登校日以外の日において、家庭保育が可能な場合はご協力をお願いします。

2 保育時間

【分散登校期間】〔6月1日(月)～〕 原則、午前8時から午後5時まで

※家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

【全面再開】〔6月15日(月)～〕 放課後から午後6時まで (延長は午後7時まで)

※土曜日は午前8時から

3 利用の連絡について

6月中の学童保育の利用予定を確認するため、必ず別紙出席予定表を学童保育所まで提出してください。用紙は、各学童保育所にもあります。

なお、提出後、利用予定に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

提出がない方は欠席とします。その場合の欠席連絡は不要です。

4 感染症対策

マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

5 受け入れ条件

(1) 検温

登所前（登校前）に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

(2) その他の体調

咳などの症状がある場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

6 育成料等の取扱いについて

(1) 育成料の日割計算

6月の学童保育育成料は利用日数に応じて日割計算により減額する予定です。現在育成料の徴収は停止しておりますが、徴収方法及び徴収時期等の詳細が決まりましたら別途お知らせいたします。

(2) 延長保育の利用について

6月以降の延長保育の利用を申請された方で、6月以降に延長保育の利用をしなくなった場合は、別途、「延長保育解除届」の提出が必要です。

※ 延長保育解除届は、学童保育所、市役所、及び市ホームページに掲載がございます。

7 保育内容

3密を防ぎながらの保育のため、行事等の集団での活動は中止します。その他、保育内容についても変更する場合があります。

8 その他

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、予めご了承ください。

9 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話042-387-9847

② 市立学童保育所各所

学童保育所	電話番号
さくらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所 A	042-385-3370
あかね学童保育所 B	042-385-3372
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167